

平成29年度南大隅町議会定例会12月会議 会議録（第2号）

招集年月日 平成29年4月27日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成29年4月27日 午前10時00分

開 議 平成29年12月14日 午前10時01分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大明 明雄 君

不応招議員 なし
 出席議員 全員
 欠席議員 なし

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	馬見塚 大助 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	下園 敬二 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	上之園 健三 君
支所長	山野 良慈 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	畦地 耕一郎 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課財政係長	山里 真奈美 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君
介護福祉課長	山本 圭一 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (9番) 持留 秋男 君 (10番) 大久保 孝司 君

議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成29年12月14日 午前10時 31分

議 事 日 程

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 1 議案第 35号 「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更について
- 日程第 2 議案第 36号 「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について」の議決の一部変更について
- 日程第 3 議案第 37号 「請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について」議決の一部変更について
- 日程第 4 議案第 38号 南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 5 議案第 39号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例制定の件
- 日程第 6 議案第 40号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件

(議案上程、説明)

- 日程第 7 議案第 41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 8 議案第 42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第 43号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 10 議案第 44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 11 議案第 45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 12 議案第 46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 13 議案第 47号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付をいたしましたのでご了承願います。

▼日程第 1 議案第35号 「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第1 議案第35号「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。

本件について町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第35号は、「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について」の議決一部変更についてであります。

本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成29年度南大隅町議会定例会7月会議において議決された、議案第16号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額1億5千6百60万円を、1億5千8百22万6千円に変更するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更についてを、採決します。

お諮りします。

本件は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第35号「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（1工区））の締結について」の議決の一部変更については、可決されました。

▼日程第 2 議案第36号「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第2 議案第36号「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第36号は、「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について」の議決の一部変更についてであります。

本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成29年度南大隅町議会定例会7月会議において議決された議案第17号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額1億2百60万円を1億8百10万5千円に変更するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第36号「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結についての議決の一部変更について」を採決します。
お諮りします。
本件は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議案第36号「請負契約（佐多岬公園線道路改良舗装工事（2工区））の締結について」の議決の一部変更については、可決されました。

▼日程第 3 議案第37号「請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業の締結について）」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第37号「請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1））事業の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。
本件について町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第37号は、「請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1））事業の締結について」の議決の一部変更についてであります。
本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
平成29年度南大隅町議会定例会7月会議において、議決された、議案第18号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額8千3百16万円を、8千3百90万6千円に変更するものでございます。
よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

議長（大村明雄君）

これから議案第37号「請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について」の議決の一部変更についてを採決します。
お諮りします。
本件は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議案第37号「請負契約（佐多対空射撃場周辺道路改修等（中野熊之細線外1）事業）の締結について」の、議決の一部変更については可決されました。

▼日程第 4 議案第38号 南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第38号 南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第38号は、南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部

を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、災害で被害を受けた納税義務者の早期の担税力回復と公平を図るため条例の一部改正を行うものであります。

主な内容は、固定資産税の減免適用期間を、災害で被害を受けた年の4月1日の属する年度分の納期限の至らない分に適用するよう改正するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号 南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第38号 南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第 5 議案第39号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第39号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例制定の件を議題とします。

本案について町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第39号は、南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例制定の件であります。

本件は、南大隅町の次代を担う子どもたちが、向学心に富み進学に意欲を有し、地域で育った人材が、町内外で活躍する人材に成長し、やがてふるさとへ帰ってくることを支援するため、「南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金」を設置しようとするものであります。

本基金の設置により、将来に渡り、奨学金基金の財源を確保し、教育環境を整備し、継続的にこの事業を実施しようとするものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例制定の件を採決します。

議長（大村明雄君）

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第39号 南大隅町ネッピー・みさきちゃん奨学金基金条例制定の件は原案のとおり可決されました。

▼日程第 6 議案第40号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第40号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本件について町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第40号は、南大隅町緑茶加工施設の指定管理の指定について議決を求めるものであります。

本件は、南大隅町緑茶加工施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町緑茶加工施設
- 2 指定管理者となる団体は、
住所 鹿児島県鹿屋市白崎町1番1号
名称 鹿児島きもつき農業協同組合
代表理事組合長 下小野田 寛
- 3 指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件は可決されました。

- ▼日程第 7 議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について
- ▼日程第 8 議案第42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼日程第 9 議案第43号 平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼日程第10 議案第44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼日程第11 議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第12 議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼日程第13 議案第47号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第13 議案第47号 平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第41号は、平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3千3百97万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5千7百97万円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「ふるさと納税推進事業」、「タウンプロモーション事業」、「減債基金及びふるさとおこし基金の積立金」、「障害者自立支援給付費」、「子供のための教育・保育給付費」等の増額を、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」、「農業農村活性化推進施設等整備事業」等については、事業費確定による減額を行い、歳入予算では所要の財源として、普通交付税及び前年度繰越金等を計上したものであります。

また、債務負担行為の追加及び地方債の変更も行ったところでございます。

次に、議案第42号は、平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千2百74万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5千1百4万円とするものであります。

今回の主な補正は「保険給付費及び共同事業拠出金」等の予算調整でございます。

次に、議案第43号は、平成29年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5百70万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3千2百49万5千円とするものであります。

今回の主な補正は「消費税の確定による」減額及び「基金積立」等でございます。

また債務負担行為の設定を行ったところであります。

次に、議案第44号は、平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千6百4万5千円とするものであります。

今回の主な補正は「辺塚診療所レセプト用備品購入」等であります。

次に、議案第45号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5百49万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千1百1万7千円とするものであります。

今回の主な補正は、「地域密着型介護予防サービス給付費」等の増額によるものであります。

次に、議案第46号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6百75万5千円とするものであります。

今回の主な補正は、「レセプト請求利用料」の増額によるものであります。

次に、議案第47号は、平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6百19万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千5百2万7千円とするものであります。

今回の主な補正は、「後期高齢者医療広域連合納付金」等の減額によるものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは議案第41号 一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

1ページをお開き下さい。

議案第41号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）

平成29年度南大隅町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3千3百97万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5千7百97万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

次に、議案第42号の平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをお開き下さい。

議案第42号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6千2百74万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億5千1百4万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

建設課長（上之園健三君）

それでは次に、議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号 平成29年度南大隅町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、5百70万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3千2百49万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

以上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

支所長（山野良慈君）

それでは、議案第44号 診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

議案第44号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千6百4万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、よろしくご審議、ご決定下さるようお願いいたします。

介護福祉課長（山本圭一君）

それでは、議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第45号 平成29年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

平成29年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5百49万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千1百1万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議、ご決定方、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。

議案第46号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6百75万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議、ご決定方よろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

次に、議案第47号の平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6百19万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3千5百2万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議、ご決定下さいますよう、よろしく願いいたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は、全部終了しました。

12月22日は、午前10時から本会議を開きます。

12月19日と20日は、常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散会 : 平成29年12月14日 午前10時 31分